平成２８年（フ）第１４５号
広島市南区東雲２丁目１番25―602号
破産者　松浦　信夫
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
沖縄県国頭郡恩納村字山田151番地２　ケープティアル102号、開始決定時の住所沖縄県国頭郡国頭村字桃原172番地１
破産者　饒波　正旦
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第１１４号
函館市深堀町35番５号
破産者　吉田　秀之
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４７号
青森市大字田茂木野字阿部野25番地２
破産者　柴田　正光
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
長野県駒ヶ根市東伊那5374番地
破産者　馬場　一実
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第４９号
北九州市八幡西区星ケ丘３丁目13番11号
破産者　松藤　清秀
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１０１号
山口県下松市琴平町２丁目１番11号
破産者　松本　博樹
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６０号
山口県防府市大字新田922番地
破産者　有限会社上野汽船
1　破産債権の届出期間　平成29年１月６日まで
2　一般調査期日　平成29年２月17日午後２時
平成28年12月７日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目17番10号
破産者　本田物産株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年１月19日まで
2　一般調査期日　平成29年３月１日午後３時30分
平成28年12月７日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６６号
北海道小樽市新光３丁目４番６号　Ｊｍｍｓ新光弐番館101、前住所北海道小樽市新光１丁目11番５号
破産者　南場　　実
1　破産債権の届出期間　平成29年１月20日まで
2　一般調査期日　平成29年４月11日午後１時30分
平成28年12月８日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４７５８号
大阪府豊中市穂積２丁目１番17号
破産者　株式会社東洋テクノス
1　破産債権の届出期間　平成29年１月27日まで
2　一般調査期日　平成29年３月２日午後２時
平成28年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５１号
埼玉県所沢市大字中富1337番地の２
破産者　株式会社山佐商店
1　破産債権の届出期間　平成29年１月31日まで
2　一般調査期日　平成29年３月29日午後２時
平成28年12月７日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７９号
岡山市北区高松131番地の15
破産者　株式会社三浦組
1　破産債権の届出期間　平成29年２月６日まで
2　一般調査期日　平成29年３月８日午後１時30分
平成28年12月８日
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第６号
秋田県湯沢市秋ノ宮字殿上１番地１
清算株式会社　株式会社秋の宮山荘
代表清算人　佐々木　優
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（ヒ）第３０２６号
大阪市北区南森町２丁目４番36号
清算株式会社　株式会社コムテックス
代表清算人　渡辺公美子
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（ヒ）第３０２７号
大阪市北区南森町２丁目４番36号
清算株式会社　株式会社ツエル
代表清算人　別役　榮市
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１０号
千葉県柏市十余二249番地
清算株式会社　株式会社はくじん
代表清算人　張ケ谷洋二
1　決定年月日　平成28年12月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社と各債権者は、清算株式会社の配当財源として現金10,286,835円が存在することを相互に確認する。
2　清算株式会社と各債権者は、現在、各債権者が清算株式会社に対して有する債権が下記のとおりであることを相互に確認する。
記

⑴	市川市農業協同組合	529,831,168円
⑵	株式会社京葉銀行	166,928,859円
⑶	千葉県信用保証協会	144,396,635円
⑷	椎名建設工業株式会社	174,434,283円
⑸	萩嶋　　勲	120,000,000円
⑹	中嶋　利生	38,425,834円
⑺	中嶋　りん	38,425,833円
⑻	中嶋　明子	38,425,833円
⑼	張ケ谷眞弓	90,682,313円
⑽	張ケ谷洋二	7,310,062円
⑾	張ケ谷　稔	5,948,000円

3　清算株式会社は、各債権者が有する債権について、下記の金額に減額して支払う。
下記の金額は、第１項記載の配当財源から公租公課金52,500円及び清算株式会社の平成27年10月１日から平成28年７月20日までの事業年度に係る確定申告に基づき還付された金117,367円を控除した金10,116,968円を基にして前項記載の各債権者の債権額に按分したものである。
記

⑴	市川市農業協同組合	3,956,488円
⑵	株式会社京葉銀行	1,246,533円
⑶	千葉県信用保証協会	1,078,275円
⑷	椎名建設工業株式会社	1,302,579円